

様式第2号（第9条関係）

特定大規模集客施設新設届出書

平成27年3月9日

宮城県知事 殿

東京都港区浜松町2丁目4番1号

オリックス株式会社

代表執行役 井上亮

下記のとおり特定大規模集客施設を新設するので、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

1. 特定大規模集客施設の名称

（仮称）荒井西商業施設Bゾーン

2. 特定大規模集客施設を設置する者

氏名又は名称	オリックス株式会社
住 所	東京都港区浜松町2丁目4番1号
代表者氏名	代表執行役 井上亮

3. 新設の区分

新築・改築・増築・用途の変更

4. 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地及びその敷地面積等

所在地	仙台市荒井西土地区画整理事業59街区1～28区画
敷地面積	23,532.46m ²
用途地域	第二種住居地域

5. 特定大規模集客施設の用途並びに用途に供する部分の床面積及び店舗面積

用途	床面積	
	うち店舗面積	
SM棟(物販)	3,299.6m ²	2,199.5m ²
ドラッグ棟(物販)	991.1m ²	893.3m ²
書籍・カフェ棟(物販)	2,811.6m ²	2,530.4m ²
物販店舗	993.6m ²	892.6m ²
合計	8,095.9m ²	6,515.8m ²

6. 特定大規模集客施設の新設予定地において行われることとなる土地の区画形質の変更及び特定大規模集客施設の新設に係る建築物の新築、改築若しくは増築又は集客施設への用途の変更に着手しようとする日

平成27年9月10日

7. 営業を開始しようとする日

平成28年9月30日

8. 平均的な利用者数の見込み及び集客予定区域

利用見込人数	年・月・日当たり 約7,424人
集客予定区域 及び算出根拠	<p>【集客予定区域】 計画地を中心とした半径2km範囲内 (ただし、国道4号線以北を除く)</p> <p>【算出根拠】 本集客施設は、スーパーマーケット・ドラッグストア・書籍・カフェ・物販店舗で構成される複合商業施設です。日々の生活必需品を中心として扱うスーパーマーケット・ドラッグストアへの来店客の割合が大きいと考えられるところから、来店者については近隣住民が対象となることを想定しています。 半径1km内には商業施設はありませんが、半径1~2km内にはスーパーマーケットが7店舗、ドラッグストアが7店舗立地しています。 以上から、同一業種店舗との商圈の重なりを考慮し、本集客施設の集客予定区域は、計画地を中心として半径2km範囲内が妥当として設定しました。 ただし、半径2km内の国道4号線以北にはスーパーマーケットが4店舗、ドラッグストアが5店舗立地していることから、交通アクセスを考慮し、このエリアからの集客は見込んでおりません。</p> <p>利用見込人数は、大規模小売店舗立地法における「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に記載の算出式により、下記の通り算出しました(物販店舗面積6,515.8m²)。</p> <p>■日来客数 =店舗面積×日来店数原単位 =6.5158(千m²)×1,139.368(人/千m²) =7,424人 ※日来客数原単位は、人口40万人以上・店舗面積10,000m²未満・その他地区として下式により算出した。 日来客数原単位=1,400-40×店舗面積 =1,400-40×6.5158(千m²) =1,139.368(人/千m²)</p>

9. 新設予定地を選定した理由

本集客施設は、今後開発が進められる「荒井西土地区画整理事業地」（以下、事業地といふ）内の南端に位置しています。

事業地北側の「六町の目」、南側の「沖野」・「若林」、国道4号線を挟んだ北西側の「大和町」・「遠見塚」方面には商業施設が多数あり非常に便利なエリアになっているものの、それらの商業施設は、事業地内の住宅からは1km程度離れています。

日々の生活必需品を中心とした複合商業施設の出店により、近隣の方々が生活エリアのより近くで便利にお買い物頂けるようにとの思いで、この地を出店適地として選定しました。

事業地に隣接して郵便局・小学校があり、また事業地内には医療・福祉ゾーンが整備され、さらに本計画の商業施設が立地することで、居住機能・公共公益機能・商業機能等の都市機能の多くを事業地内に集約できる計画となっています。

毎日の買い物はもちろんのこと、東日本大震災のような災害時には商業施設は大きな役割を担うこととなります。地域住民の皆様の安心・安全にも大いに貢献できるような施設づくりを進めて行きたいと考えています。

【添付資料】

特定大規模集客施設新設届出に係る添付書面

1. 土地利用関係計画との適合関係

(1) 届出の内容と基本方針との適合

特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本方針	<p>(適合についての見解) 「特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本方針」における、「コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向」に適合しています。</p>
	<p>(上記見解の理由) 計画敷地は、用途地域が第二種住居地域であり、「立地誘導地域」に含まれません。しかしながら、以下の点において「コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向」に適合すると考えます。</p>
	<p>①集約型のまちづくり 計画地は、新たに開発される土地区画整理事業地内に位置し、事業地に隣接して郵便局・小学校があり、また事業地内には医療・福祉ゾーンが整備され、さらに本計画の商業施設が立地することで、居住機能・公共公益機能・商業機能等の都市機能の多くを事業地内に集約できる計画となっています。</p>
	<p>本集客施設は、日々の生活必需品を中心とした品揃えの店舗であり、計画地周辺における集約型のまちづくりに寄与できるものと考えています。</p>
	<p>②社会資本の有効利用 事業地内は、土地区画整理事業により社会インフラが整備されることから、本集客施設の新設に伴う新たな社会資本整備は必要ありません。</p>
	<p>③歩いて暮らせるまちづくり・だれもが移動しやすい交通サービス 計画地周辺は、区画整理により約1,000戸の住宅地になる計画であることから、多くの近隣住民は、徒歩・自転車により来店するものと予想されます。事業地内の幹線道路では、自転車・歩行者の通行を想定して広めの歩道を確保する他、補助幹線道路、主要区画道路においても歩道を整備する計画であり、歩いて暮らせるまちづくりに寄与できるものと考えています。</p>
	<p>さらに、お年寄り・車椅子利用の方・目や耳の不自由な方等ができるだけ快適に来店できるような施設づくりを進めます。</p>
	<p>④個性と活力のあるまちづくり 地域貢献活動に積極的に取り組むことで、当該施設が地域住民の賑わいの拠点となり、賑わい創出に貢献できるものと考えています。</p>
	<p>⑤住民参加・協働のまちづくり 地域貢献活動に積極的に取り組むことで、地域の活性化に貢献し、地域の社会的機能の増進を図っていきたいと考えています。</p>
	<p>⑥環境にやさしいまちづくり 土地区画整理事業により多くの都市機能を事業地内に集約することで、自動車にできるだけ頼らないまちづくりを進めています。</p>

	<p>施設周辺の生活環境への影響低減のため、騒音対策・交通渋滞対策についても積極的に進めていきます。</p> <p>以上より、「特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本方針」における、「コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向」に適合していると考えます。</p>
--	--

(2) 届出の内容と県の土地利用関係計画との適合

<p>①国土利用計画</p>	<p>(適合についての見解) 「宮城県国土利用計画(第5次)」に適合しています。 (上記見解の理由) 「宮城県国土利用計画(第5次)」において、計画地は県土の利用に関する基本構想【3(2)】での地域類型では「都市」に分類されます。 「都市」では、「住宅地、商業地の適切な配置、健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置等により、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る。」としています。 また、「美しく良好な街並み景観の形成、豊かな居住空間の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。」としています。 計画地は、新たに開発される土地区画整理事業地内に位置し、事業地に隣接して郵便局・小学校があり、また事業地内には医療・福祉ゾーン・緑地・公園が整備され、さらに本計画の商業施設が立地することで、居住機能・公共公益機能・商業機能等の都市機能の多くを事業地内に効率的かつ適切に集約される計画となっています。 また、周辺住宅地から徒歩及び自転車で来店できる範囲内に新設することで、車に頼らないまちづくりを進め、より環境負荷の少ない都市形成が図られるものと考えています。 以上より、「宮城県国土利用計画(第5次)」に適合していると考えます。</p>
<p>②都市計画</p>	<p>(適合についての見解) 「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に対し、土地利用の観点より適合しています。 (上記見解の理由) 「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、本計画地は主要用途の配置の方針【3.(1)①】では「住宅地」の中でも「新規住宅地」に分類されます。 「新規住宅地」では、「今後新たな住宅団地の整備を検討する場合は、原則として鉄道駅周辺や基幹的バスが整備される地区周辺など生活・交通条件が有利な箇所に限定する。」としています。 また、「新規住宅地の整備にあたっては、教育、医療、福祉などの各種利便施設を適正に確保し、良好な生活環境の確保を行うものとする。」としています。 計画地は、新たに開発される土地区画整理事業地内に位置し、仙台市営バスの2路線のバス停「霞の目」「中屋敷」からそれぞれ550m、750mと近く、平成27年12月開通予定の地下鉄東西線「六町の目駅」からも1.7km程度の距離であることから、生活・交通条件については有利な立地となっています。 また、事業地に隣接して郵便局・小学校があり、事業地内には医療・福祉ゾーン・緑地・公園が整備され、さらに本計画の商業施設が立地することで、居住機能・公共公益機能・商業機能等の都市機能の多く</p>

	<p>を事業地内に適正に確保される計画となっています。</p> <p>以上より、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に対し、土地利用の観点より適合していると考えます。</p>
③農業振興地域整備計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>宮城県では、農業振興地域整備計画が未策定となっています。</p> <p>計画地には、仙台市策定の「仙台農業振興地域整備計画」の対象となる農用地がないことから記載を省略します。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>—</p>
④地域森林計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>計画地には、「宮城南部地域森林計画書(宮城南部森林計画区)」の対象となる森林がないことから記載を省略します。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>—</p>

(3) 届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合

<p>① 総合計画</p>	<p>(適合についての見解)</p> <p>仙台市総合計画「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」に示す、土地利用の基本方針に適合しています。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>「仙台市総合計画」では、仙台の都市像の目指すべき方向性として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市」をあげています。</p> <p>第2章の重点的な取り組みのうち、「機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成」【第2章第1③(3)】の中で、「市街地ゾーンにおいては、土地利用と交通政策の一体的推進などにより、機能集約型市街地の形成を図るとともに、特に郊外区域において、地域の特性や課題に応じた生活環境の改善を進める地域再生に向けた取り組みを推進します。」、「鉄道沿線区域においては、交通利便性や地域の中心としての機能を生かして、生活環境の充実や居住機能の一層の集積を図ります。」、「郊外区域においては、暮らしを支える都市機能の維持改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境づくりを進めます。」、「地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉などさまざまな分野の連携のもと、地域特性を生かした活力ある地域づくりによる地域再生を進めます。」としています。</p> <p>第3章の分野別計画のうち、「機能集約型市街地づくりと地域再生」【第3章第2②(1)】の中で、「土地区画整理事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業などにより、都市基盤整備と土地の高度利用、市街地環境の改善に取り組むとともに、風格ある都市景観を形成し、東北の中核にふさわしい仙台の顔づくりを進めます」としています。</p> <p>第4章の区別計画のうち、「区の主な施策の基本方向」【第4章若林区(2)】の中で、「地下鉄東西線の駅周辺や沿線の生活圏域において生活利便施設や福祉施設の集積を誘導し、地域生活の拠点機能の形成と福祉サービスの向上を図ります。」、「生活の足としての自転車を安全、快適に利用できる環境の整備を進めます。」、「東西都市軸などへの都市機能の集約と地下鉄東西線などの公共交通を中心とした交通体系の構築を進め、その利用を促すことにより、自動車による環境負荷の低減を図ります。」としています。</p> <p>計画地は、新たに開発される土地区画整理事業地内に位置し、事業地に隣接して郵便局・小学校があり、また事業地内には医療・福祉ゾーン・緑地・公園が整備され、さらに本計画の商業施設が立地することで、居住機能・公共公益機能・商業機能等の都市機能の多くを事業地内に効率的かつ適切に集約される計画となっています。事業地内の主要道路は、自転車での移動を想定した広めの幅員を確保した歩道が整備される計画です。</p> <p>また、周辺住宅地から徒歩及び自転車で来店できる範囲内に新設することで車に頼らないまちづくりを進め、より環境負荷の少ない都市形成が図られるものと考えています。</p> <p>以上より、「仙台市総合計画」に示す、土地利用の基本方針に適合し</p>
---------------	---

	ていると考えます。
② 国土利用計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>仙台市では、国土利用計画(市町村計画)が未策定になっていることから記載を省略します。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>—</p>
③ 都市計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>「仙台市都市計画マスタープランー都市計画に関する基本方針ー」に示す、土地利用の基本方針に適合しています。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>「仙台市都市計画マスタープラン」において、計画地は市街地ゾーンの中の「郊外区域」に分類されます。</p> <p>第4章の都市づくりの基本方向のうち、土地利用の基本方針において、郊外区域では、「市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図ります。特に、地域活動や生活利便の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉などさまざまな分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を生かした活力ある地域づくりによる地域再生を進めます。」【第4章1(2)(3)ウ】としています。</p> <p>また、第5章の方針と施策の方向のうち、土地利用の基本的な方向において、郊外区域では、「地域のさまざまな状況を踏まえ、暮らしに必要な都市機能の維持・改善や地域交通の確保など地域特性に応じた良好な市街地の形成を図ります。特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域においては、土地利用や住宅、交通などさまざまな分野の連携を図りながら地域住民と共に生活環境のあり方を検討し、その維持・改善などに向けた取り組みを進め郊外区域の地域再生を図ります。」【第5章1(5)】としています。</p> <p>計画地は、新たに開発される土地区画整理事業地内に位置し、事業地に隣接して郵便局・小学校があり、また事業地内には医療・福祉ゾーン・緑地・公園が整備され、さらに本計画の商業施設が立地することで、居住機能・公共公益機能・商業機能等の暮らしに必要な都市機能の多くが事業地内に効率的かつ適切に集約される計画となっています。</p> <p>以上より、「仙台市都市計画マスタープランー都市計画に関する基本方針ー」に示す、土地利用の基本方針に適合していると考えます。</p>
④ 中心市街地活性化基本計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>仙台市では、認定を受けた中心市街地活性化基本計画はありません。「仙台市中心市街地活性化基本計画」が平成12年3月に策定されていますが、計画地は、この中で定める区域に該当していません。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>仙台市中心市街地活性化基本計画では、仙台駅を中心として、北側は国道48号線、東側は榴岡公園、南側は地下鉄南北線五橋駅、西側は広瀬川の内側のエリア、約540haの区域を中心市街地(計画対象地域)と位置付けています【第2章2-3】。</p> <p>「コンパクトシティ・魅力あふれる都心の育成」、「都心機能の強化」</p>

	<p>【第4章4-1】等を活性化の大きな方向性としており、それを実現するための基本方向として「広域交流拠点の形成」をあげ、経済・文化・福祉・観光・商業の中心として、魅力ある都心形成を進めていく計画となっています。</p> <p>一方、計画地は仙台駅から約5km離れた住宅地内(今後土地区画整理事業により整備予定)であり、市街地の区分としては郊外に位置します【第1章1-3】。本集客施設は、スーパーマーケット・ドラッグストア・書籍・カフェで構成される複合商業施設です。日々の生活必需品を中心として扱うスーパーマーケット・ドラッグストアへの来店客の割合が大きいと考えられることから、来店者については近隣住民が対象となることを想定しています。近隣には、現在、多数の商業施設が立地していることから、広範囲から新たな集客を呼ぶような施設ではなく、仙台市中心市街地活性化基本計画における対象区域の活性化計画を阻害するものではないと考えます。</p>
⑤農業振興地域整備計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>計画地には、「仙台農業振興地域整備計画」の対象となる農用地がないことから記載を省略します。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>—</p>
⑥森林整備計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>計画地には、「仙台市森林整備計画」の対象となる森林がないことから記載を省略します。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>—</p>

(4) 届出に係る特定大規模集客施設の新設が集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）における土地利用関係計画の推進に及ぼす影響

集客予定区域の所在する市町村	当該施設の集客範囲は仙台市内ののみ(立地市町村のみ)と想定していることから、近隣市町村に対する影響の検討は省略します。
----------------	---

2. 公共交通機関の状況及び交通手段の状況

(周辺の交通機関の状況)

出店計画地周辺(計画地から半径 500m程度内)には、4箇所の路線バス停留所(市営バス「霞の目」「霞の目東」「中屋敷」「札屋敷」)がある。

【路線バス】

○仙台市営バス バス停留所「霞の目」【集客施設までの徒歩での時間 8分(550m)】

■「交通局大学病院」行き

平日…1日 40本／土曜…1日 34本／休日…1日 30本

■「定禪寺通市役所」行き

平日…1日 3本／土曜…1日 0本／休日…1日 1本

■「仙台駅」行き

平日…1日 1本／土曜…1日 1本／休日…1日 0本

■「霞の目営業所」行き

平日…1日 20本／土曜…1日 15本／休日…1日 15本

○仙台市営バス バス停留所「霞の目東」【集客施設までの徒歩での時間 7分(450m)】

■「交通局大学病院」行き

平日…1日 20本／土曜…1日 15本／休日…1日 13本

■「霞の目営業所」行き

平日…1日 20本／土曜…1日 15本／休日…1日 15本

○仙台市営バス バス停留所「中屋敷」【集客施設までの徒歩での時間 11分(750m)】

■「交通局大学病院」行き

平日…1日 33本／土曜…1日 25本／休日…1日 25本

■「深沼」行き

平日…1日 25本／土曜…1日 22本／休日…1日 21本

■「荒井」行き

平日…1日 1本／土曜…1日 0本／休日…1日 0本

■「荒井・藤田」行き

平日…1日 1本／土曜…1日 0本／休日…1日 0本

■「農業園芸センター」行き

平日…1日 7本／土曜…1日 6本／休日…1日 6本

○仙台市営バス バス停留所「札屋敷」【集客施設までの徒歩での時間 13分(850m)】

■「交通局大学病院」行き

平日…1日 33本／土曜…1日 25本／休日…1日 25本

■「深沼」行き

平日…1日 25本／土曜…1日 22本／休日…1日 21本

■「荒井」行き

平日…1日 1本／土曜…1日 0本／休日…1日 0本

■「荒井・藤田」行き

平日…1日 1本／土曜…1日 0本／休日…1日 0本

■「農業園芸センター」行き

平日…1日 7本／土曜…1日 6本／休日…1日 6本

(特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況)

仙台市営地下鉄東西線「荒井駅」 自動車で約3分／徒歩で約35分(距離約2.3km)

仙台市営地下鉄東西線「六町の目駅」 自動車で約3分／徒歩で約26分(距離約1.7km)

仙台市営地下鉄東西線「御町駅」 自動車で約4分／徒歩で約44分(距離約2.9km)

※仙台市営地下鉄東西線は、本大規模集客施設設置前の、平成27年12月開業予定。

(自動車速度40km/h・歩行者速度4km/hとした)

3. 地域貢献活動の計画の概要

(1) 地域貢献活動の基本的な考え方

オリックスグループでは、事業活動だけではカバーできない社会福祉、子ども・青少年支援、音楽・文化芸術などの分野への支援活動を、公益財団法人 オリックス宮内財団を通じて行っています。また、グループ会社を通じて、環境保全活動や地域活動にも積極的に取り組んでいます。

(2) 地域貢献活動の概要

活動項目	活動内容	備考
1. まちづくりの取組への協力	<p>① 景観形成・街並みづくりへの協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物条例等の関係法令及びその趣旨に準拠 ■ 地域の景観に配慮した建物・屋外広告物のデザイン・配色の選定 	
2. 地域経済活性化への推進	<p>① 地域の安定雇用への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ パート・アルバイトの地元雇用 	
3. 子供、若者、高齢者、障害者等も含めた生活者への配慮	<p>① ユニバーサルデザイン普及への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者・高齢者等の優先駐車スペースの整備 ■ 敷地通路への点字ブロックの設置 ■ バリアフリー対応の建築 	
4. 防犯・防災への協力	<p>① 防犯活動への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 機械警備システムの導入 ■ 防犯カメラの設置 ■ 警備員・従業員による巡視 ■ 防犯ポスター等による犯罪防止啓蒙活動 <p>② 防災訓練等への参加・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ テナント企業の従業員に対する防災・防火訓練の実施要請の依頼 	
5. 環境対策の推進	<p>① 3Rの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ マイバッグ持参運動・エコ包装等による、廃棄物抑制対策の実施 ■ 納品時の「通い箱」導入によるダンボール使用量の削減 <p>② 省エネルギー対策の実施及び新エネルギー導入の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネルギー型照明(LED)の導入 ■ 省エネルギー型設備機器(空調等)の導入 ■ 空調温度の適切管理・設定 <p>③ 環境美化対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 店舗敷地内における美化・清掃活動の実施 	
6. 交通対策の実施	<p>① 交通安全対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 交通整理員の適切な配置 ■ 地域の交通安全活動への協力 ■ 敷地内歩行者通路の確保 	

4. 特定大規模集客施設の概要

棟 数	4棟
階 数	S M棟……………鉄骨造1階建 ドラッグ棟……………鉄骨造1階建 書籍・カフェ棟…鉄骨造1階建 物販店舗……………鉄骨造1階建
駐車場収容台数	来客用293台(従業員用3台分を除く)
駐輪場収容台数	141台

5. 法令等による土地利用の規制の状況

法令等による規制の状況	都市計画法：市街化区域 用途地域：第二種住居地域 地区計画：荒井西地区計画
-------------	---

6. 添付書類

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録原票の写し(巻末に添付/登記事項証明書参照)
- (2) 新設予定地の周辺の市町村の位置を明らかにした地図
(14~15頁/添付図1~2)
- (3) 新設予定地及びその周辺の土地の利用の現況を明らかにした地図
(17~19頁/添付図4~6)
- (4) 特定大規模集客施設の新設に係る敷地及び建築物の位置を明らかにした地図
(20頁/添付図7)
- (5) 特定大規模集客施設の新設に係る建築物内における集客施設の用途に供する部分の配置及び床面積を明らかにした図面(21~22頁/添付図8~9)
- (6) 集客予定区域を明らかにした地図(16頁/添付図3)

7. 担当者連絡先

担当者連絡先	所 属	株式会社 I N A 新建築研究所
	担当者名	関口利治
	電話番号	022-292-3656

